平成23年度 事業計画

平成23年 4月 1日 平成24年 3月31日

一般社団法人至誠会

平成23年度事業計画

I. 学術研究普及事業

【目的】 学術研究を一般に広く普及させ研究者への助成を行い、その振興を目的とする。

- 1 公募による各種研究助成
- (1) 教育・研究機関等に勤務する医学及びコメディカルの研究者への助成
- (2) 医学及び看護の教育並びに研究に従事又は勤務する者への海外留学助成
- (3) 小児科医育成のための助成
- (4) 女性のための福祉事業を行う団体への助成 (男女共同参画、本部社会福祉助成と共同事業とする)
- 2 会員の学術研究領域での活躍を発展されることを目的とした助成
- (1) 会員のキャリアーアップを目的とする助成(三神賞・平成23年度より)
- (2) 会員が医学会を会頭等として主催・開催するための助成
- 3 医学医療分野の専門研究者又は一般市民を対象とする研修会及び学術講演会の開催
- (1) 定期公開健康講座の開催
- (2) 定期学術研修会の開催
- (3) 地方で、公開健康講座、学術研修会の開催
- 4 学術研究及び科学技術を普及させるための機関誌「女醫界」発刊による啓蒙 (本部広報事業との共同事業とする)

Ⅱ. 公衆衛生保健事業

- 【目的】地方公共団体の健康診断普及事業への協力事業、地域の「患者の会」の支援・指導協力事業及び母子学級等の参加型の健康づくり事業を主な構成とする本事業は、 公衆衛生及び予防医学による健康と福利の増進を目的とする。
- 1 地方公共団体の健康診断普及事業等への医師、助産師、看護師等の医療専門家派遣協力
- (1) 地域巡回型の母親学級、育児教室等の参加者体験型の健康作り事業
- (2) 地域の教育機関における健康・保健教育への協力
- (3) 世田谷区子ども休日夜間薬局での調剤のための薬剤師派遣
- (4) 地方公共団体等の健康診断事情に協力し、職域、地域の健診受診率の向上を図り、 健康増進、疾病早期発見に協力
- 2 患者の会
- (1) 地域の患者の会のために、月曜日から金曜日まで、糖尿病教室を至誠会第二病院で 開催
- (2)糖尿病教育指導教室開催と体操実技指導の実施
- 3 妊産婦及び乳幼児等の養護支援及び健康相談事業
- (1) 妊婦を対象とした母親学級、両親学級の開催
- (2) 子育て中の母親を対象にした電話相談
- (3) 臨床心理士による児童相談の開催
- (4) 社会福祉士による医療・福祉の公的サービスの相談
- 4 公衆衛生及び予防医学の普及と啓蒙
- (1) 女性の病気および予防と早期発見のための啓発・普及活動
- (2) 生活習慣病予防の啓蒙普及
- (3) 各種のがん検診の普及と予防
- (4) その他、健康と福利の増進に資する活動

ホームページおよび機関誌等の広報媒体を通じて健康普及の啓発活動を行う。

Ⅲ. 男女共同参画事業

- 【目的】男女共同参画社会基本法(平成11年制定)に則り、広く社会に貢献する女性医療人および研究者を、出産、育児、子育て時期における仕事と家庭の両立を支援し、女性の社会参画が中断する事なく拡大する事を目的とする。
- 1 至誠会ホームページ、機関紙等で、男女共同参画事業の広報・啓発 男女共同参画事業計画の支援プログラム策定及び公開 東京女子医科大学男女共同参画推進局等の他団体の有益な事業の支援
- 2 女性医師、看護師等医療専門職者、研究者の就労・研究継続・復帰の支援
- (1) 出産・育児・子育て支援プログラム、離職後職場復帰支援プログラム
- (2) 女性医師、女性看護師を対象に支援プログラム公募を実施
- (3) 選考委員会を作り、公募者の公正な人選を実施
- (4) 今年度目標は、医師及び看護師を合わせて 10 名程度の、医療・看護・研究者等の 継続支援
- (5) 支援期間は1年を単位として、ワークシェアー、フレックスタイム制による応募者の 実態に応じた勤務体制と給与の支給
- 3 育児・子育て環境の整備拡充を支援
- (1) 育児・子育て環境の整備拡充を男女共同参画事業の主旨に従って、保育施設を含む環境整備拡充の公募及びその支援
- (2) 本支援は、選考委員会にて、応募施設等環境整備事業計画を審査

IV. 医療従事者育成事業

【目的】医療水準を高めるために広く医師・看護師並びに医療関連専門職者を育成する ことを目的とする。

1 医師

- (1) 医学部学生の卒前クラークシップの受け入れ
- (2) 臨床協力型病院として、前期・後期の研修医の指導を実施
- (3) 研修指導医の強化と育成及び認定専門医資格取得支援
- (4) 研修医受け入れ診療科を増す 卒後臨床研修センター検討委員会において大学、研修病院のネットワーク強化

2 看護師

- (1) 看護師育成課程の臨床実習病院として、看護学生の臨床研修を受け入れ
- (2) 教育担当看護師は、看護学生の臨床研修、並びに新人看護師の卒後研修を指導
- (3) 看護部は、主任クラス、師長クラスの看護師の臨床指導者資格取得を支援
- (4) 有資格教育担当看護師は、看護専門学校の講師として、学生教育への協力
- (5) 東京消防学校の指定する救急救命士育成事業に講師を派遣して教育訓練に協力
- 3 その他の医療専門職の育成
- (1)薬剤師、理学療法士、放射線技師、管理栄養士、臨床心理士の臨床研修生を受け 入れ
- (2) 社会福祉主事、MSW の研修生を受け入れ
- 4 医療事務職の育成

医師事務作業補助者、医療事務研修生の受け入れ

V. 看護専門学校事業

- 【目的】学校教育法並びに保健師助産師看護師法に基づき至誠会看護専門学校を開設、 運営する。この学校は准看護師に2年間の看護教育を施し、卒業者には看護 専門士資格を付与すると共に、看護師国家試験受験資格を与える事が出来る。 看護専門職者の資質の向上と、看護師不足の改善による国民医療の向上に寄与 する事を目的とする。
- 1 2年制看護専門学校の運営継続
- (1) 在校生の看護教育、臨床実習の充実
- (2) 来年度入学生の募集と応募予想: 新卒准看護師の逓減傾向が続き、定員数確保は困難。 定員以下の少数学生での経営の継続
- (3) 卒業生全員の国家試験受験,合格を目標
- (4) 卒業生の就職の安定確保
- (5) 東京都より運営補助金、実習資材整備費補助金を申請・受領
- (6) 至誠会第二病院での臨床実習及び、地域での在宅看護実習の充実
- 3年制看護専門学校の開校準備現在の看護教育の高度化に見合う3年制看護専門学校の開校準備を進める。
- (1) 関係官庁との事前の準備
- (2) 基本計画書の策定と審議並びに承認 公益目的支出計画の一部変更を伴う場合は、基本計画書策定段階から内閣府と調整する。
- 3 看護学生に対する奨学金制度の拡充と改善 至誠会看護専門学校・看護学生奨学基金の創設と運用 3年制看護専門学校開校に伴う、奨学金支給対象学生数の増加

VI. 至誠会本部諸事業

- 1 東京女子医科大学への後援
- (1) 医学生、看護学生に対する至誠会賞の授与
- (2) 東京女子医科大学へ教育用施設として、テニスコート用地・施設の貸与
- (3) 東京女子医科大学学生運動部へ東日本医科学生総合体育大会出場費の一部助成
- (4) 東京女子医科大学学園祭へ一部助成
- (5) 東京女子医科大学の教育施設等の拡充整備に資するその他の助成
- 2 東京女子医科大学医学部同窓会至誠会の支援
- (1) 同窓会名簿の編集・改訂
- (2) 同窓会至誠会総会開催の支援
- (3) 同窓会至誠会会員の親睦交流を深めるための活動支援
- (4)「マイライフ年金プラン」の継続実行
- 3 その他の支援活動 社会福祉系大学への教育と研究支援、講師派遣の実施
- 4 学術機関誌、広報事業
- (1) 一般社団法人至誠会機関誌「女醫界」の定期発行 学術機関誌としての内容充実
- (2) 電子化広報時の充実拡充(至誠会ホームページの更新)
- (3) 至誠会会員情報の電子化とセキュリティーの強化改善

VII. 至誠会第二病院・至誠会産科婦人科での医療事業

- 1 地域中核病院、有床産科婦人科診療所として質の高い安全な医療を提供するために、 継続的に安定した経営に努め、治療、予防、健康増進及び健康回復に貢献する。
- 2 医療における公益的事業の推進(一部事業は、前出のⅡ公衆衛生保健事業と重複する)
- (1) 周産期供給事業診療体制の整備された分娩環境や未熟児への最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る専門的な高度医療の提供を効果的に行う。総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図るものである。
 - ①院内の産科婦人科医師、助産師、小児科医と院外の産婦人科医、助産師の地域連携を強化
 - ②奸産婦及び乳幼児の養護支援活動

母親教室

両親学級 (分娩時呼吸法等)

マタニティーヨガ(緊張、リラックス、呼吸法、イメージ等)

2ヶ月児教室(ベビーマッサージ、育児相談等)

産後の乳房マッサージ及び指導、産後の電話相談実施

1ヶ月児の育児相談の開設等の実情に見合った継続実施

- (2) 老年者支援看護促進事業
 - ①地域の在宅老人看護・介護支援の実施
 - ②「もの忘れ」外来の実施
 - ③地域での認知症の研究会、認知症患者家族の看護支援の実施
 - ④高齢者の嚥下、咀嚼機能改善のための講演会を開催し看護者の訓練と研修の実施
 - ⑤高齢者の食事と栄養摂取の改善指導を実施
- (3) 救急医療・災害医療供給事業
 - ①災害時拠点病院

地域住民との合同防災訓練等により、地域住民への災害時の指導等実施 災害時に対する東京都よりの委託事業として、備蓄倉庫等を整備し管理維持 病院の災害時対策・診療継続力を高める体制強化

②二次救急指定病院

外科、内科、産婦人科の24時間受け入れ体制強化 世田谷区在宅当番制による小児科日直の協力実施 流行時の発熱患者等の疫学調査及び治療に協力 治療薬の備蓄及び衛生器材一防御服、フェイスマスク等の備蓄 患者受付の分離等、新型感染症対策と地域の診療機能の両立、確保 消防・救急隊、世田谷区等との協力を拡大

以 上